

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

アンゴラ

人権慣行に関する国別報告 — 2007 年

民主主義・人権・労働局

2008 年 3 月 11 日

アンゴラは、その 27 年にわたる内戦が 2002 年に終わって以降、過渡期にある立憲共和国である。法律は、地方分権化を規定している。しかし、政府は高度に中央集権化したままであり、大統領職および与党の Popular Movement for the Liberation of Angola (MPLA) 党(アンゴラ民族解放戦線)により支配されている。国連監視団は、1982 年の大統領選挙および議会選挙は一般的に自由かつ公正であったと考えた。文官当局が一般的に治安部隊の実質的な支配権を維持した。

政府の人権記録は依然として劣悪であり、多数の重大な問題が発生した。人権侵害を以下に列挙する。すべてのレベルにおける公務員を選挙する市民の権利の剥奪/警察、軍隊、私的治安組織による不法な殺人/治安部隊による拷問、殴打、強姦/厳しい刑務所状態/公務員の腐敗および刑事免責/恣意的な逮捕および拘留/司法の非効率および独立性の欠如/長期にわたる裁判前拘留/正当な法の手続きの欠如/言論、報道、集会の自由に対する制限/補償なしの強制立ち退き/女性および子どもに対する差別、暴力、虐待。

人権の尊重

第 1 節 以下からの自由を含む人間の完全性の尊重

a. 恣意的または不法な生命の剥奪

政府またはその機関は政治的な動機の殺人を犯さなかった。しかし、人権活動家および国内マスメディア情報源の報告によると治安部隊がこの年の間に多数の人々を恣意的に殺害した。政府は若干の人権侵害者を訴追したが、刑事免責が依然として問題であった。治安部隊による虐待の調査結果はほとんど発表されなかった。伝えられるところによると警察は、裁判外殺人をこの国の無力な司法制度に依存することの代替手段と考えている。

国内のマスメディアおよび国内人権活動家の報告によると、警察による過度の暴力の使用が殺人をもたらした。

12月17日、Luandaの犯罪多発地域で映画を撮影していた2人の俳優が警察により射殺された。伝えられるところによると警察は2人の俳優を武装強盗と間違え、必死の映画監督により制止されるまで警告なしで発砲し、医療援助を行わずにその場を立ち去った。年末現在、調査は未解決である。

12月18日、青空市場で海賊版DVDの手入れ中に2人の露天商人が警察により射殺された。内務相と国家警察長官は問題の警察官を直ちに停職処分し、速やかな調査を約束した。政府は、年末現在、容疑警察官に対する民事刑事告発を検討中であった。

2月、国内人権非政府組織(NGO) Maos Livresの報告によると、3箱のタラを盗んだとしてLuandaで逮捕された男が警察の留置場で死亡した。Maos Livresは、この男が激しく殴打され、治療を拒否されたと主張している。警察は、これらの警察官の行動は正当防衛であったと述べた。この年の間のLuandaのマスメディアの報道によると、警察はギャングおよびその他の犯罪行為の容疑者に意図的に狙いをつけて殺害した。国家警察は、この報告を肯定も否定もしていない。

治安部隊による不法殺人が疑われている次の2006年の事件の進展はなかった。すなわち、Luandaにおけるギャング行為容疑青年の2月の殺人およびLuanda Norteにおいて警察に逮捕された妊娠女性の5月の死亡。

2006年8月に調印されたCabinda州停戦・和解覚書はこの州における反政府活動に大体において終息をもたらしたが、国外および国内のマスメディア情報源の報告によると、この年の間、Front for the Liberation of the Enclave of Cabinda (FLEC)(Cabinda 飛地解放戦線)の反対派による散発的攻撃と Armed Forces of Angola (FAA)(アンゴラ国軍)による反乱討伐作戦が続いた。FAAの兵士と関連づけ得るCabindaにおける不法殺人の報告があった。この事件は、まだ調査中である。FAAと関連付けられたCabindaにおける2006年の不法殺人に関してこの年の間に新しい進展はなかった。

ダイヤモンド採掘地域における民間警備会社による殺人の報告が続いたが、Partnership Canada Africa's Diamond Industry Annual Review (カナダ・アフリカ提携ダイヤモンド産業会社年報)によると、それはこの年の間にかなり減少した。地元または Luanda の当局がこれらの事件の一部について捜査したが、逮捕は報告されなかった。

2006 年または 2005 年の警察による多数の不法殺人容疑事件に関する進展もなかった。

この年の間に自警団による暴力の報告があった。11 月、警察官が賄賂の支払いを拒否したと伝えられるタクシー運転手を射殺した後に、Huambo 州で激しい暴動が発生した。怒った目撃者がこの警察官に襲いかかり、激しく殴打した。その後、タクシー運転手の集団とその他の市民が地元の警察署を銃撃した。地元住民の話によると警察は事件後の数週間後に数人のタクシー運転手を逮捕したが、告発は行われていない。

長い内戦の間に埋設された地雷の脅威が続いている。5 月に発表された全国地雷被害調査によると、この年の間に地雷およびその他の爆発遺物(ERW)による事故が増加した。2006 年には 15 件の事故により 11 人が死亡し、22 人が負傷したのに対し、この年の間に 31 件の事故で 64 人が死亡し、48 人が負傷した。この増加は、主として、この国における人の動き、特に再定住地域における残存地雷の危険に慣れていない帰郷者の動きの増加によるものであった。政府はこの年の間に国の地雷除去能力の強化・拡大を継続し、地雷除去作業と地雷危険教育において国際 NGO と大々的に協力した。

b. 行方不明

政治的な動機のある行方不明事件の報告はなかった。しかし、マスメディアの報告によると、警察または軍隊により拘留された人々が行方不明になった。例えば、Luanda の中央刑務所における 9 月の刑務所暴動後に、一部の囚人の所在が分からず行方不明となった。

c. 拷問およびその他の残酷、非人間的または品位を落とす処遇や処罰

憲法および法律は、このような慣行を禁止している。しかし、政府の治安部隊は、人々を拷問、殴打、またはその他の方法により虐待した。警察署における取調中の殴打およびその他の虐待の報道はありふれている。UN Working Group on Arbitrary Detentions

(UNWGAD)(国連恣意的拘留ワーキング・グループ)は、拷問の明らかな兆候を示す多数の拘留者の事案を報告した。警察およびその他の治安部隊はほとんど責任を追究されなかった。政府は一部の加害者に行政処分を科したが、この年の間に訴追は行われなかった。

軍隊による虐待が続いた。Cabinda および Lunda Norte における FAA の部隊による暴力事件について NGO およびマスメディアの報告があった。人権 NGO によると Cabinda において FAA 部隊が暴動鎮圧作戦中に FLED 協力容疑者の市民を不法に拘留し、殴打し、または脅迫した。International Committee of the Red Cross (ICRC) (赤十字国際委員会)が 2006 年に明らかにしたところによると、FAA の高級将校の人権問題に対する配慮は 2004 年以降かなり良くなった。しかし、FAA は、この年の間に虐待行為を行った軍人に対する措置を講じなかった。

政府は、特にダイヤモンドの豊富な Lunda Norte 州および Lunda Sul 州において違法移住者を識別、拘留・追放するために全国で複数の作戦を行った。Office of the UN High Commissioner for Refugees (UNHCR)(国連難民高等弁務官事務所)の推定によると、この年の間に 50,000 人を超える違法移住者が追放された。これらの作戦の一部に係る暴力的および品位を落とす処遇の報道があった。

NGO の Doctors Without Borders (MSF) (国境なき医師団)の報告によると、Lunda Norte で拘留された違法コンゴ人移住者が Democratic Republic of Congo (DRC)(コンゴ民主共和国)国境から追放される前に計画的な女性強姦、殴打、強制労働、絶食および絶水、手袋を使用しない頻繁な体腔検査を受けた。伝えられるところによると、数人の子どもが栄養不良および脱水症状のために死亡した。女性たちは「兵士たち」に虐待されたと述べたが、これらの虐待者が FAA、国家警察官、国境警察官、その他の制服着用民間武装警備員のいずれであるか不明である。UN Children's fund (UNICEF)(国連児童基金)も、家屋の焼き討ち、恣意的な逮捕、性的暴力、強奪、強制労働を含む追放作戦中の政府治安部隊による過度の暴力使用疑惑を報告した。伝えられるところによると 3 人のコンゴ人労働者が拘留中に死亡した。FAA はこれらの疑惑の調査を約束した。この調査は、年末現在未解決である。

特に Lunda Norte および Lunda Sul における民間警備会社による虐待の報道が続いた。人権活動家の報告によると、採掘事業を違法採掘から守るためにダイヤモンド会社により雇用

された民間警備請負事業者が大部分の暴力事件について責任があると言われる。例えば、民間警備要員が警備犬を1人の男性にけしかけて腹部と骨盤に重症を負わせたとされる。政府は犠牲者の治療のために金銭的援助を与えたが、告発は行われなかった。

伝えられるところによると国境検問所および州空港の警察および入国管理要員は、旅行者から金銭を強要し、帰国者と難民に嫌がらせを行った。

警察の拷問および治安部隊によりその他の残酷、非人間的または品位を落とす処遇が行われた2006年および2005年の事件に関するその後の進展はなかった。

戦闘が行われた農村地域への帰郷者の増加およびインフラの改善に伴う人の動きの増加につれて、地雷およびERW関連の死亡事故がこの年の間に増加した。

刑務所および拘留センターの状態

刑務所の状態は厳しく、生命を脅かしている。人権活動家の報告によると、刑務所の職員は定常的に被拘留者を殴打・拷問した。9月の訪問においてUNWGADが面接した囚人に拷問、飢餓、虐待の兆候が見られた。国の刑務所組織は設計容量の5倍の囚人を収容し続けた。Luandaの郊外にある中央刑務所は600人収容用として建設されたが、10月の激しい暴動の前にはこの刑務所は3,300人の囚人を収容していた。年末現在、この刑務所は、まだ1,000人以上収容している。一部の州では、倉庫やその他の産業用建物が刑務所施設として使用されている。

多くの刑務所は、囚人に基本的な衛生施設、十分な食糧、医療を提供していない。囚人は、基本的な衣食を家族またはその他の外部援助に依存している。慢性的に低賃金の刑務所職員は、伝えられるところによると、囚人からの盗みおよび家族からの金銭強要により生活している。刑務所警備員は、伝えられるところによると、囚人の権利となっている週末外出時に金の支払いを要求し続けている。非公式な保釈制度を運用し、裁判まで有料で囚人を釈放している刑務所職員の事例が報道された。

女性囚人がUNWGADに述べたところによると彼女たちは刑務所警備員により定期的に強姦されている。

UNWGAD が訪問した刑務所のうちの 2 個所で 10 月に激しい刑務所暴動が発生し、囚人が死亡した。過密状態の Luanda 中央刑務所における 3 日間暴動は看守と囚人間の口論により発生したと言われるが、人権活動家はこの暴動を刑務所の状態によるものとしている。政府のスポークスマンの発表によるとこの暴動中に死亡した囚人は 2 人であるが、非政府マスメディア筋はこれより多くの死者を報道した。一部の囚人の家族たちは、彼らの家族が刑務所に拘留されていたが、暴動後に発表された囚人名簿に記載されていないと述べた。政府は、名簿は完全であると述べたが、行方不明者の捜索に対する援助は提供しなかった。政府は、暴動後に過密を軽減するために一部の拘留者を Viana 刑務所および他州の刑務所に移送した。

特に地方の刑務所で囚人が病気のために死亡した旨の報道があった。多数の重病が不適切に診断され、適切な処置が遅れている。刑務所の状態は、州と自治体により大幅に異なっている。

しばしば軽微な窃盗で収監された未成年者は、地方の刑務所では、通常、成人と同房に収容され、看守および囚人による虐待を受けたが、都会の大きな刑務所では成人と分離されることが多くなった。未成年拘留センターは Luanda にあるが、厳しい過密状態にある。

特に地方の刑務所において、裁判前非拘留者が、しばしば、既決囚人と同房に収容に収容され、また、短期被拘留者が凶悪犯罪の長期受刑者と同室に収容された。

政府は、この年の間、外国の外交関係者および国内および国際人権監視団の刑務所訪問を許可した。UNWGAD はその訪問に対する政府の支援および協力に言及したが、Cabinda の軍刑務所を含む NWGAD の希望した 2 つの刑務所に対する訪問が拒否されたと述べた。ICRC もこの年の間にいくつかの刑務所への訪問を拒否された。人権オンブズマンおよび Parliamentary Human Rights Commission (議会人権委員会)が単独でこの年の間に単独刑務所訪問を行った。国内の人権 NGO、Association for Justice, Peace and Democracy (AJPD)(正義、平和、民主主義のための同盟)がこの年の間に刑務所訪問を許可されたが、10月の暴動直後から訪問を拒否されている。

d. 恣意的逮捕または拘留

法は、恣意的逮捕および拘留を禁止している。しかし、治安部隊、特に国家警察は、しばしば、これらの禁止を実際には守らなかった。国家警察が指名手配された個人の家族を拘留したという未確認の事例的報告があった。

警察および保安機構の役割

内務省の下にある国家警察は、国内の治安および法執行について責任を負っている。国内情報部は大統領府の下にあって重要な国家治安問題を調査する。FAA は対外安全保障について責任を負うが、国境警備、違法移民の追放、大統領警護、Cabinda における反乱 FLEC 派に対する小規模措置を含む国内責任も負っている。

精鋭部隊に任命された要員を除き、警察官の給料は低廉であり、市民からの強要により収入を補う慣行は広く行き渡っている。腐敗と刑事免責が重大な問題である。大部分の苦情は国家警察内で時として解雇を含む正式処罰に通ずる内部規律手続により取り扱われた。しかし、政府は違反容疑者を透明に調査し、処罰する仕組みを持っておらず、大部分の場合、調査または合法的処置に関する追加情報を提供できなかった。

政府調査が国家警察の高級職員による違法な金儲けに狙いをつけた 2006 年報告に関する進展はなかった。

この年の間、種々の政府省庁、AJPD、UN Human Rights Office (UNHRO)(国連人権事務所)、およびその他の国内および国際 NGO により、警察および軍隊に人権教育および職業訓練を与える計画が展開された。中央警察司令部、NGO 代表、および UNHRO から構成される合同訓練チームも人権に関する警察訓練の州都から地方自治体への展開に力を尽くした。検察庁は、州および自治体レベルの人権監視者を訓練するために UNHRO との協力を拡張した。警察官が地域の数カ国からの外国法律執行職員による専門訓練に参加した。

逮捕および拘留

現行犯の場合に令状なしに直ちに逮捕できることを除いて、法律は逮捕に先立って裁判官または治安判事が令状を発行することを求めているが、治安部隊は人を拘留する前に必ずしも逮捕状を入手しない。逮捕状は司法警察官による署名が可能であり、5 日以内に治安

判事により確認されることになっている。憲法は拘留の正当性について速やかな司法決定を受け権利を規定しているが、当局は必ずしも実際にこの権利を尊重しなかった。多くの場合、被拘留者は決して裁判官または検事の前に招致されなかった。何人も裁判なしに135日を超えて拘留されないことになっている。しかし、実刑判決により処罰される罪を犯して逮捕された場合には、180日まで拘留され得る。實際上、これらの制限は常に超過された。機能しているが非効率的な保釈制度があり、微罪について広く利用されている。法は被拘留者に弁護人との接見を許可しており、また、貧しい被拘留者には国選弁護人が付されるべきであると述べている。しかし、これらの権利は尊重されない場合が多い。法は、家族と被拘留者の迅速な面会も許容している。しかし、これは時として無視されるか、または賄賂の支払いを条件とした。

治安要員は、恣意的に NGO 職員および野党の党員を逮捕した(第4節参照)。

例えば、8月9日、治安部隊は、大統領の州訪問の1日前に党の文書を頒布するために公衆の不服従を煽動した容疑で Cabinda において Front for Democracy Party(民主戦線党)の党員3人を逮捕した。これらの党員のうちの2人は証拠不十分で釈放され、残る1人は6カ月の刑期を宣告されたが、後に2年の執行猶予に減刑された。

2月19日、治安部隊は、政府の社会事業状況を批判するパンフレットを配布した Angolan Party for Democratic Support and Progress(アンゴラ民主支援・進歩党)の党員を公衆不服従煽動の容疑で逮捕した。3月2日、裁判所は、検事がパンフレット配布を違法と証明できなかったためにこの訴訟を却下した。

不法な逮捕および拘留が依然として重大な問題である。警察は、違法露天商人の捜査の実行および公設市場への一斉手入れの実施の前に令状を取得しなかった。AJPDのような人権組織が不法に拘留された人々の釈放を確保する努力を続けた。この年の間に市民が AJPD に報告した不法拘留は700件を超える。MSF、UNICEF、および International Organization for Migration (IOM) (国際移民機関)の報告によると、Lunda North および South のような鉱山地域において、追放された違法移民およびその家族が政府の治安部隊により中継収容所に不法に拘留され、そこで組織的な強姦、体腔検査、食糧と飲料水の強奪を被った。

地元住民の報告によると、治安部隊は Cabinda において FLEC 活動または協力の容疑で人々を拘留した。伝えられるところによると、市民は、Cabinda において、UNWGAD および ICRC の訪問許可要請が拒絶された軍の収容所に外部から遮断された状態に置かれた。

過度に長期にわたる裁判前の拘留も引き続き重大な問題である。裁判官の人数の不足および当局間のコミュニケーション不良が長期裁判前拘留をもたらしている。2006 年 11 月、司法省の推定によると Luanda の刑務所人口の約 60 パーセントは裁判前被拘留者から構成されているが、その人数はこの年の間に警察の行った犯罪および非行の低減運動のために増加した。警察官は、しばしば、正式裁判事件として送致するよりむしろ被拘留者を殴打してから釈放した。場合によっては、被収監者は、裁判が始まる前に 2 年も刑務所組織に留め置かれた。政府は、2006 年に行った約 2,000 人の裁判前被拘留者の釈放が犯罪の増加をもたらしたと主張して、その前年と異なり、法定期限を超えて留置されている被拘留者を釈放しなかった。

e. 公正な公判の否定

憲法は、司法権の独立を規定している。しかし、司法は非効率であり、腐敗しており、行政に支配されている。特に管理レベルにおける司法の腐敗および非効率が依然として問題である。司法省は、裁判事案提起制度および裁判官の無作為任命の継続実施によりこれに対処するべく努力した。この年の間に、政府は裁判所の再構築および新しい治安判事と検察官の訓練を継続したが、最高裁判所長官によると司法部門ではなお約 350 人の判事が不足している。司法省も訴訟管理制度の更新、裁判所書記官の訓練、地方自治体裁判所の増設、民事苦情のための調停制度の構築のために努力を続けた。

裁判制度は、最高裁判所およびその支配下にある地方自治体および州の第一審裁判所から構成されている。政治犯罪および安全保障上の犯罪は、もっぱら最高裁判所により取り扱われる。最高裁判所は、法および事実の問題に関する上訴裁判所としても機能する。最高裁判所は、憲法問題の司法審査も行う。大統領は、議会の確認なしに最高裁判所の判事を任命する権限を持っている。

最高裁判所レベルに長期の裁判遅延がある。刑事裁判所も大量の訴訟滞貨を抱えており、そのために審理が大幅に遅れている。

司法下部構造の欠如および伝統的指導者の威信の継続のために、非公式または伝統的な裁判所が主要な機関として残っており、多数の農村地域において市民の紛争を解決している。大部分の地方自治体が検察官または裁判官を持っていないために、地元の警察がしばしば捜査官、検察官、裁判官としての機能を果たす。伝統的な指導者(sobas)も地元の訴訟を審問し、決定する。これらの非公式制度は、公式法制度と同一の公正な裁判を受ける権利を市民に与えない。その代わりに、市民の居住している各地域社会は地元の決まりを定めている。

国家警察と FAA の両方とも内部裁判制度を持っているが、それは一般的に外部の調査に対して開放されていない。これらの組織の構成員は組織内部の規則に基づいて裁かれることがあるが、刑法または民法に対する違反を含む訴訟は地方裁判所の管轄権に属することもあり得る。

裁判手続

法により裁判は一般的に公開されるが、各裁判所は訴訟手続を終了する権利を持っている。陪審は使用されない。被告は、出廷する権利および時宜に適った方法で弁護人と相談する権利を持っている。政府は、これらの権利を必ずしも実際には尊重しなかった。法は、貧しい被告が重大な刑事責任を問われた場合に弁護人を公費で付けることを要請しているが、しかし Luanda 以外では、有資格者の不足のために国選弁護人は一般的に訓練された弁護士ではなかった。被告は、告訴人と対決する権利を持たない。しかし、被告は、自分に対する証人に反対尋問すること、および自己のために証人および証拠を提示することができる。この権利は必ずしも実際には尊重されなかった。被告およびその弁護人は、その訴訟に関する国側提出証拠を閲覧する権利を持っている。しかし、政府は、必ずしもこれらの権利を実際には尊重しなかった。被告は無罪と推定され、かつ、上訴する権利を持っている。この権利は、必ずしも実際には尊重されなかった。

子どもの事件に関する裁判所は司法省の管轄下にあり、Luanda の地方裁判所制度の一部として機能している。未成年者は 18 才で成人と見なされるが、しかし 16 才で少年審判所から去る。16～18 才の者は裁判を受けて、成人とともに収監されるが、成人より軽い判決を

受ける。未成年者は、自分の年齢を告げる責任を負っている。多くの地方の州において、身分証明書を持たない未成年者が成人として裁かれた。

政治的囚人および拘留

政治的囚人または拘留の報道はなかった。

民事司法手続きおよび救済

民事に関して、比較的独立しており、かつ、公平な司法制度が一部の地域に存在している。民事裁判所は一部の州で機能しているが、しかし大量の滞貨を抱えている。2006年、Luandaの民事裁判所には4,400件の民事訴訟が係属していた。830件のみ裁判が行われた。司法省は、地方および地方自治体の民事裁判所における裁判所書記官の訓練および技術的能力の改善のために国内および国際提携者と協力した。人権侵害の損害賠償は裁判所において追求できるが、この年の間に裁かれた事案はなかった。

f. プライバシー、家族、家庭または通信に対する恣意的干渉

憲法および法はこのような行為を禁止しているが、政府は必ずしもこれらの禁止を実際には尊重しなかった。

市民の大方の見方では、政府は、政府批判者、野党、ジャーナリストを含む一定のグループに対する監視を続けている。

7月初め、Cabindaにおける違法な捜査・押収事件が地元の住民およびマスメディアにより報道され、また、同じ月の末に大統領の訪問に関連する違法移住者およびFLEC協力者の捜査が伝えられた。

政府はLuandaにおける非公式無断居住者住宅の取り壊しを継続し、Lobitoのような大きな地方都市において住民を強制移住させた。6月19日、ある民間警備会社がLuanda近傍のGikaから70家族を強制退去させた。人権グループのMaos LivresおよびSOS Habitatが、強制退去と取り壊しを行ったこの民間警備会社による過度の実力の行使および強制退去中

の FAA 兵士の存在に抗議した。政府は、兵士の存在は民間開発会社に貸与された軍所有の土地で強制退去が行われたためであると述べた。

6 月、71 人のホームレスが Lobito からその西 34 キロの地点にある農村 Kulango に強制移住させられた。住民が NGO OMUNGA に伝えたところによると、これらの人々は警告なしに拘留・移住させられ、Lobito においては所持品を集める機会を与えられず、Kulango においては再定住の援助も与えられなかった。彼らが一網打尽にされたとき警察官による殴打およびその他の種類の威嚇があった旨も報告された。警察は、違法な実力行使の非難を否定した。

2006 年および 2005 年における強制移住中における実力の不法な行使、不当な通知、補償の欠如に関する多数の申立についてその後の進展はなかった。2006 年、政府および民間の警備要員がおよそ 600 家族(主として女性、子ども、老人)を Luanda 近郊から強制退去させ、家を取り壊した。この追放中、治安部隊は住民に殴打と足蹴りを加え、空と地面に向けて発砲して住民に退去を強制し、ブルドーザーを前進させた。

政府は、この地区の正当な住民はかなり前に補償を受けて移住したと主張した。当局の主張によると、当局は差し迫った強制退去を繰り返し警告し、また、住民を立ち退かせる日の 2 日前に最終強制退去通知を出した。しかし、アムネスティ・インターナショナルは、この強制退去は手続的保護、正当な法の手続き、事前の協議のいずれもなしに行われ、退去者に与えられたのはわずか 1 日前の予告であったと述べている。

第 2 節 以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

憲法および法は、言論および報道の自由を規定している。しかし、政府の規則および Luanda 以外における独立マスメディアの不在のためにこの権利は実際には制限されている。人権活動家およびジャーナリストは、自己検閲を行っている。

政府を批判する野党および市民社会グループは、「非愛国的な平和の敵」または「戦争と混沌の支持者」として非難された。個々の市民も自己検閲を行っていると報告しているが、

一般的に直接の仕返しの恐れなしに政府を批判できる。伝えられるところによると、政府は、批判をやめさせるためまたは低減するために、しばしば事業または職の機会を奪う形態により、巧妙な抑圧および経済的圧迫を加えた。

6つの民有週刊新聞および4つのLuanda本拠商業ラジオ放送局がある。政府は国営ラジオ放送局に全国放送を許可しているが、その他のすべてのラジオ放送局は、その所在地の州内のみ放送できる。独立放送局は、その到達範囲を広げるための中継局の使用を許可されていない。独立放送局は、放送対象としたすべての州にラジオ放送局を開設するよう法により要求されている。

独立ラジオ局および印刷マスメディアは、公然と、ときには激しく政府を批判した。しかし、国内のジャーナリストは、逮捕または嫌がらせを恐れて、政府高官、特に大統領に対する批判を渋っている。

政府は、アンゴラ公共テレビ局、政府所有・運営の国営ラジオ局、唯一の全国日刊紙 *Jornal de Angola (JA)*(アンゴラ・ジャーナル)を含む政府系マスメディアに対し優先的な待遇と情報アクセスを与え続けた。政府所有報道機関は、しばしば、独立ジャーナリスト、野党指導者、市民社会組織を批判したが、それらの意見を求めず、また、反論の機会を与えなかった。UNWGADの報告によると、刑務所の状態および恣意的拘留を批判する新聞発表のためにJAのスペースの購入を試みたところ、この要求は承認されたが、その後、説明なしに取り消された。

2006年5月の報道法により、テレビに関する国の独占が終了し、また、特にFM帯域を独立放送業者に開放し、ジャーナリストに対する旅行制限を解除した。しかし、年末現在、施行規則はまだ成立していない。この年の間にヒューマン・ライツ・ウォッチおよびMedia Institute of Southern Africa(南アフリカ・マスメディア協会)は、ジャーナリストに刑事責任を課す規定および独立ラジオ局の全国放送を阻止する規定を削除する報道法のさらなる改正を公然と要求した。

この年の間に、ジャーナリストの逮捕、嫌がらせ、脅迫があった。

例えば、10月3日、政府を頻繁に批判する民営週刊新聞の社長 Graca Campos が治安部隊により収監された。名誉棄損に問われた Campos は、8カ月の刑期(最高法定刑より2カ月長い)および前例のない250,000ドル(18,750,000 kwanzas)の罰金を課された。Campos は、彼が決して受け取ったことがないと述べる法廷召喚を繰り返し無視したとされた後に、欠席裁判され、2001年にさかのぼる事案について有罪とされた。マスメディアおよび市民社会グループは、この事案における政府の不法行為を激しく批判した。この訴訟は11月に誤審と宣言された。Campos は保釈により釈放され、年末現在、新しい裁判を待っている。

12月28日、Namibe の地方裁判所は、Radio Ecclesia の記者 Armando Chikoca を「暴力および不服従をそそのかした」罪で有罪と判示し、彼に1カ月の刑期を宣告した。12月26日の国営ラジオのインタビューにおいて、Namibe 知事 Boavida Neto は、彼が Chikoca の逮捕を命令したという非難を否定し、この拘留は市場開業中の秩序を回復するための警察の処置の結果であると述べた。人権活動家たちはこの逮捕を非難し、彼の弁護士は、このジャーナリストの容疑を晴らしたであろう警察事件ビデオの証拠採用を検察官が拒否したと述べた。

この年の間に治安部隊がジャーナリストの写真またはビデオの撮影活動を妨害したと言う複数の報告がある。

名誉棄損は、刑期または罰金により処罰される犯罪である。事実であることは、名誉棄損容疑に対して受け入れられる抗弁ではない。被告は、名誉を毀損したとされる陳述内容の正当性を証明する証拠を提出しなければならない。

問題に応じて、社会通信相、大統領報道官、国家情報局長官、国営マスメディア組織の長官が政策および検閲に関する権限を持つ。

インターネットの自由

個人およびグループは、eメールを含むインターネット経由の意見の平和的表現に従事できた。しかし、政府がインターネット・チャット・ルームおよびウェブ・サイトを監視し、時として名誉棄損記事のウェブ・サイトからの削除を強要したという報告があった。インターネット・サービスおよびインターネット・カフェの利用可能性はこの年の間に高まっ

たが、インターネット・サービスの高価格のために、それはほとんどの市民にとって手が届かなかった。

学問の自由および文化行事

学問の自由または文化的行事に対する政府の制限はなかった。

b. 平和的集会および結社の自由

集会の自由

憲法および法は、集会の権利を規定している。しかし、政府は時としてこの権利を制限した。

法は、公の集会または私的な集会が開催される3日前に地方行政当局に書面通知を行うことを求めている。しかし、政府は、時として、治安上の配慮に基づいて行事を禁止した。参加者は、「個人および国家の機関に対して払うべき敬意と配慮に対する違反」に問われる可能性があった。政府支援集会の認可申請は常に遅滞なく許可された。しかし、デモ、抗議、または野党の集会の認可申請は時として、一般的に要請された時期または開催地が問題であるとする政府の主張に基づいて、拒否された。その他の場合に、政府は認可申請に応答しないこともあった。そして政府は、地方当局に許可なしの行事開催の廉による逮捕をほのめかしてデモ参加者を脅迫させた。

3月、市行政官は、13政党の党員を含む無党派グループ、Forum of Political Women(女性政治フォーラム)に対し女性の政治的権利に関する文書をLuandaのある市場で頒布することを許可しなかった。マスメディアの圧力に応じて、自治体当局が他の市場における許可を与えたので、このグループは行事の計画を組み直した。しかし、計画した行事の当日、市場管理者が許可を拒否し、自治体当局からの通知が来ていないと述べた。

政府当局がLuandaにおいてデモを散会させるために過度の実力を行使した2006年または2005年の事件に関する進展はなかった。

結社の自由

憲法および法は、結社の権利を規定している。そして政府は、一般的に、実際にこの権利を尊重した。政府は、治安上の理由により私的な結社の登録を法的に拒否できる。NGO 登録プロセスにおける大幅かつ説明されない遅延が依然として問題である。

政府は、時として、政府が破壊的と見なす結社の活動を組織活動の許可の付与を拒絶することにより、または非公式な嫌がらせにより恣意的に制限した。この年の間に、野党は会議を組織し、開催することを許可された。しかし、野党は、個々の行事に対する地方公務員による嫌がらせをときおり報告した。

c. 宗教の自由

憲法および法は、宗教の権利を規定している。そして政府は、一般的に、実際にこの権利を尊重した。

宗教団体は司法省および文化省に登録しなければならないが、登録資格を得るためには少なくとも 100,000 人の信奉者(それは合法的住民でなければならない)を必要とする。国連の宗教および信条の自由に関する特別報告者は、11 月の訪問の間に、この規定が宗教的少数派を差別していると述べた。イスラム地域社会および多くのキリスト教徒団体はこの規定のために認められず、したがってその権利および活動において制限されている。政府は、85 の宗派を法的に承認している。その他の 800 宗派の登録申請は未決状態である。

植民地時代の法令は非キリスト宗教団体を禁止する。しかし、この年の間、それらは執行されなかった。イスラム教は自由に信奉された。しかし、イスラム教に対する一般的な姿勢は否定的であった。政府高官は、イスラム布教に反対し、イスラム教を厄介な国内不法移民問題、犯罪増加および国際テロに結び付ける発言によりこのような感情に同調した。

Cabinda において合計 17 の宗教団体が魔女とされた成人および子どもに対する有害な悪魔払い儀式を行い、住居において宗教礼拝を違法に行い、登録を受けていなかった疑いにより禁止されたままとなっている。

社会的虐待および差別

ユダヤ人地域社会は 350 人と推定され、主としてイスラエル人である。反ユダヤ活動の報告はなかった。

詳細な検討については、2007 年版国際宗教自由報告参照。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護、国籍を持たない人々

憲法および法は、国内における移動、外国旅行、移民、帰国の自由を規定している。しかし政府は、時として、これらを実際に制限した。政府は、IDP、帰国難民、亡命希望者およびその他の不安を抱く人々に対する保護および援助の提供において、UNHCR、IOM、およびその他の人道主義組織と協力した。

農村地域における政府検問所および州境と国境の検問所における財物強要および嫌がらせにより旅行の権利が妨げられた。警察による財物強要は Luanda およびその他の都市地域において日常化しており、また、主要な通商路に広がっている。政府および民間警備会社は、ダイヤモンド採掘地として指定された地域に対するアクセスを制限している。採掘地の近くに住む住民は、水の採取を含むすべての目的に関して常にアクセスを拒否されている。

NGO の報告によると、治安部隊は採掘者とその家族に嫌がらせを加えて放逐した。これらの人々は国境を越えて DRC に入った。内戦時から残る地雷が依然として、特に農村地域において移動の自由の妨げとなっている。

憲法は強制追放を禁止しており、政府はこの手段を採用しなかった。

国内難民(IDP)

政府、国連、外国政府による 2006 年合同評価の推定によると、100,000 人の IDP が未定住のままである。大多数の人々は、かれらの新しい場所を家と考えているので、出身の地域または州に帰るつもりはない。それでも自分の家に帰ろうと思っている一部の人々は、物理的インフラの欠如、地雷の存在、医療のような政府サービスの欠如が帰郷の主な障害であると述べている。

Ministry of Assistance and Social Reinsertion (MINARS)(支援・社会復帰省)が帰国者および残留 IDP ならびに住宅および再定住に関する主たる責任を負っている。しかし、その取り組みは依然として不十分である。州政府は、地雷が除去され、水が利用でき、耕作に適した土地があり、市場があり、適切な州の管理の行き届く地域における安全な自主的定住を確保する主たる責任を負っている。政府は、国際人道団体による援助努力を制限しなかった。

難民の保護

法は、難民の状態に関する 1951 年国連条約およびその 1967 年議定書に基づく亡命または難民の地位の付与を規定しているが、政府は難民保護のための制度を効果的に実現しておらず、資金も提供していない。

政府は、ルフールマン、つまり迫害の恐れがあると思う理由のある国へのその人の強制送還に対し、ある程度の歯止めを規定した。政府はまた、難民認定または亡命も許可した。

3 月、政府および UNHCR は、内戦により生じた難民の公式帰国計画を終了したが、政府は、この国の外に残っている 200,000 人を超える難民の帰国の権利を引き続き認識している。

第 3 節 政治的権利の尊重： 自らの政府を変更する市民の権利

法は、市民に自らの政府を平和的に変更する権利を与えている。しかし市民は、実際には、政府のどのレベルにおいても公務員を選挙できなかった。

選挙および政治参加

1992 年、最初の複数政党による大統領選挙および議会選挙が行われた。MPLA の大統領 Jose Eduardo dos Santos が投票の相対多数を獲得し、また、MPLA も議会の多数議席を勝ち取った。国内および国際監視団はこの選挙が一般的に自由かつ公正であったと宣言したが、野党の National Union for the Total Independence of Angola (UNITA)(アンゴラ全面独立民族同盟)の指導者 Jonas Savimbi が結果を否定した後、内戦が再び始まった。最初の内戦後選挙は 2006 年に期待されていたが、登録プロセスにおける混乱およびインフラ構築の欠如を指摘し政府はそれを延期した。12 月 26 日、大統領 dos Santos は、2008 年 9 月 5 日と 6 日に

選挙が行われると発表した。しかし、選挙が行われる前に大統領が正式に選挙の施行を命令しなければならない。9月15日、2006年11月に始まった有権者登録キャンペーンが完了し、800万を超える人々が登録した。大体は成功したが、一部の野党およびNGOは有権者登録が一部の地域においてなお不完全であると述べた。

与党のMPLAがすべての政治制度を支配している。政治権力は大統領および閣議に集中しており、それを通じて大統領が行政権を行使する。閣議は、法律、政令、決議を制定でき、通常は立法部門に関連する大部分の職能を担っている。国民議会は、1992年の選挙において比例投票により選挙された220人の代議士から構成されている。この機関は法律を起草し、討議し、成立させる権限を持っているが、実際には法律は一般的に行政部門により起草・提案され、議会の承認を受ける。野党の代議士が議会の議席の43パーセントを占めており、ときにはかなりの討議が行われるが、多数党MPLAの権力を阻止したり、MPLAの支持する法案を葬ったりするメカニズムはほとんど存在しない。

109の登録野党が存在し、そのうちの11党が議会議席に基づく政府補助を受けている。この年の間に、すべての登録政党が有権者登録プロセスの監視を支援するために補助を受けた。この年の間に、最高裁判所は19の政党を禁止し、それらが適法に登録されていないと判示した。

野党の声明によると、野党の党員が与党の支持者による嫌がらせ、脅迫、暴行を受けた。3月1日、UNITA総裁Isaias Samakuvaの訪問中に、何者かがKwanza Norte州CamabatelaのUNITA本部を銃撃した。7月、社会革新党の党員が党文書の配布中に身元不明の襲撃者により誘拐され、一晩中監禁された。彼は監禁中に暴行され、不明のものを注入された。野党の党員および市民社会運動の指導者は、この年の間における政治的不寛容の増大の例を列挙した。

220の議会議席のうち20議席を女性が占めており、41人の閣僚のうち2人の大臣および8人の副大臣を含む13人が女性である。

この国には3つの有力な人種・言語グループが存在する。それは、Ovimbundu、Mbundu、Bakongoであり、これらの3グループで人口の約77パーセントを占める。しかし、他のグループも政府に参加している。議会には6人の少数人種グループ議員が存在し、内閣には

1 人の少数人種グループ Chokwe 人閣僚が存在する。政党の大部分は全国で支持者を限定してきたが、しかしすべての政党は人種、民族、性別により党員を制限することを法律により禁止されている。

政府の腐敗および透明性

法律は、汚職に対し刑事罰を規定している。しかし、政府はこれらの法律を効果的に実施せず、国内・国際の NGO およびマスメディア筋の報告によると、公務員が刑事免責で腐敗慣習に浸っている。世界銀行の世界ガバナンス指標は、この腐敗が重大な問題であることを示している。

政府は石油収益金の報告額と実際の受取額間の差異を低減する努力を継続しているが、政府の腐敗は広く行き渡っており、説明責任は限られている。支出の監視と統制を改善するために、財務省は、中央政府のすべての支出を記録するために構築された監視制度、「統合金融制度」の推進を継続した。国有会社は、内部監査を行い、その結果を検査のために政府に提出することを求められている。

半官半民会社(最も有名な会社は、国有石油半官半民会社 SONANGOL である)は収入を中央銀行および財務省に報告するよう要求されているが、しかし一貫して報告していない。矛盾した会計慣行も依然として問題である。政府の規制機関および国有石油会社としての SONANGOL の二重の役割が石油部門における透明性を阻害している。国有半官半民ダイアモンド会社、ENDIAMA の監査も同様に公開されていない。重大な透明性問題が、ダイアモンド産業において、特に開発権、製造権、購入権の割当に関して存続している。

事業風土が政府につながる者を益している。政府の閣僚およびその他の高レベル官僚がそれぞれの省庁により規制される会社における利権を一般的に、かつ、公然と所有している。利害関係の衝突に関する法律も規則もない。警察官、教師、その他の政府職員の小規模汚職行為が広く行き渡っている。政府契約を与えられた民間会社に対し多額のリベートを要求した高級官僚に関する信頼すべき報告があった。

例えば、2月、政府は前入国管理局長官を財物強要の廉で起訴した。この嫌疑は、他の入国管理官僚の有罪判決をもたらした2006年調査に端を発した。この事案は、年末現在、裁判係属中である。

法は、政府情報に対する一般市民のアクセスを規定している。しかし、政府は選択的に情報を提供している。これらの資源に対するアクセスは、この年の間に改善された。政府は、省庁ウェブ・サイトを開設したが、これらのサイトに掲示される情報は依然として限られている。政府の限定された技術能力もその情報提供能力を制限している。財務省は政府予算オンラインを公開し、また、国営新聞に概要を掲載した。

第4節 人権侵害疑惑の国際調査および非政府調査に対する政府の態度

いくつかの国内および国際人権団体が全国で活動しているが、一部の団体、特に政府の腐敗および人権侵害を調査している団体の主張によるとこの年を通じて彼らの活動に対する政府の妨害が増加した。

100以上の国際NGOおよび350の国内NGOがこの国で活動している。推定100のNGOが人権問題に取り組んでいるが、効果的と思われるのはほんのわずかである。国内NGOは、この年の間に刑務所状態の報告、強制立ち退きに対する抗議、無料弁護士の提供、政府官僚に対するロビー活動、調査報告の公開により積極的に人権を推進・擁護した。

結社法は、NGOに対しその使命および活動地域を指定するよう要求している。この年の間に、政府は、従来に増してこの規定を利用して、既存NGOの一定の活動、特に政治的に敏感な問題すなわち選挙問題に関する活動への従事を抑止または阻止した。政府高官は、使命以外のために活動しているか、または創設目的として対処すべき特定の問題について効果的に働いていないと政府が判断したNGOを禁止するとして脅迫した。この年の間に禁止されたNGOはなかった。

政府は、この年の間にNGO作業者を逮捕し、ハラスメントを加えた。

例えば、2月18日、治安部隊は、採取産業の透明性に関する有名な腐敗反対研究者・専門家のSarah Wykesを逮捕した。Wykesは、有名な国際NGO、Global Witnessのために石油

部門における透明性を調査するために Cabinda を訪問している間に、国の安全保障に対する詳細不明の嫌疑をかけられた。Wykes は 3 日後に保釈され、捜査の進行中に本国イギリスへの帰還を許可された。この事案は、年末現在、未解決である。

人権法律家にして人権 NGO、Maos Livres の創設者、David Mendes が違法文書所持の疑いで政府により告発された後、10 月、標的を絞った政治的迫害を受けたと訴えた。この文書は最高裁判所による政党の禁止に対する彼の上訴における証拠であった。Mendes に対する告発は、年末現在、係属中である。

政府は、この年の間に、国内および国際 NGO も批判した。7 月 11 日、NGO を監督する政府機関、Humanitarian Assistance Technical Coordination Unit(人道的援助技術調整局)の長官が、国内 NGO の AJPD、Maos Livres、SOS Habitat および国際 NGO の Search for Common Ground、National Democratic Institute、International Republican Institute を非難し、これらの NGO が国民の不満と不服従を煽動し、法的限界を超えて活動し、違法な政治活動に従事していると述べた。長官は、これらの組織が法的に登録されていないことも非難した。年末現在一部の NGO に対する刑事捜査が検討されているとの未確認報告がある。

特に Cabinda において、国際 NGO との地域集会に警察または軍関係者が臨席しているという報告がある。

NGO の登録出願の政府処理の遅延の問題はこの年の間も続いた。当局が団体の出願を 80 日以内に拒否しない場合自動的に法的活動状態を与える登録法の条項の下で働き続けている AJPD は、依然として登録のない状態であり、正式登録証明書を求めるその要求は、年末現在、依然として最高裁判所に係属している。証明書なしにも関わらず、AJPD は、国家警察と共同の人権訓練計画の拡張を含めて、一部政府省庁との密接な協力を続けた。

Cabinda に本拠を置いていた市民社会組織、Mpalabanda は禁止されたままである。この組織は、政府と平和交渉を行った NGO、Cabindan Forum for Dialogue に合流した後に、2006 年 7 月に禁止された。政府は、Mpalabanda が市民社会組織としてその法的使命の範囲外で政治団体として活動していると認定した。Mpalabanda の支持者は、インターネット経由の声明書の配布および公開討論の場への参加を継続した。前の指導者の報告によると、本報告期間全体を通じて低いレベルの嫌がらせと脅迫が続いた。

ICRC および UNHRO を含むいくつかの国際人権組織がこの国において恒久的存在となっている。UNHRO は司法省と協力し、地方人権事務所の強化および監視者の訓練に努めた。UNHRO はアンゴラ弁護士協会とも協力し、地方の州における熟練した弁護士の採用および配置に努めた。UNHRO はオンブズマンとともに計画を実行し、また、対外関係省と協力して政府の国際条約義務を果たすための情報を収集した。

政府は国際政府組織と協力し、また、国連代表者の訪問を許可した。5月17日この国は国連人権理事会の3年任期理事国に選出され、UNWGAD からの訪問において UNHRO と協力し、表現の自由に関する特別報告者の招請を拡張した。

オンブズマン事務所はこの年の間に刑務所訪問を行ったが、報告は発行しなかった。5月、オンブズマンは、SOS Habitat、アムネスティ・インターナショナル、人権ウォッチのような組織からの人権侵害報告を無視し、それらは包括的かつ不当な批判を含んでいると述べた。オンブズマンは、それらの報告が「示唆的価値」を持っていると追加したが、彼の事務所は報告を追求したり報告を公表したりするために必要な要員を持っていないと述べた。

この年の間に、人権に関する議会の委員会が刑務所を訪問し、人権問題に関する公聴会を行ったが、どのような報告書も発表しなかった。

第5節 差別、社会的虐待、人身売買

憲法および法は、人種、性別、宗教、身体障害、言語、社会的地位に基づく差別を禁止している。しかし、政府は、これらの禁止を効果的に執行しなかった。女性に対する暴力と差別、子どもの虐待、子どもの売春、人身売買、身体障害者および先住民族に対する差別が問題である。

女性

夫婦間強姦を含む強姦は違法であり、8年以下の刑により処罰される。しかし限られた捜査資源、貧弱な法医学能力、無力な司法制度のために大部分の事件が訴追されなかった。

Organization of Angolan Women(アンゴラ女性組織)は、強姦犠牲者に特別の庇護を提供する

シェルターを運営している。司法省は、内務省と協力して女性警察官の増員および強姦事件に対する警察の対処の改善に努めた。

女性に対する暴力は日常的であり、特に農村地域において蔓延している。家庭内暴力は、特に違法とされていない。しかし政府は、時として、それを強姦、傷害、殴打に関する法律により訴追した。Luandaでの家庭内暴力に関する予備調査によると、女性の78パーセントが15才以降になんらかの形式の暴力を経験している。全体の27パーセントがこの調査に先立つ12カ月間に受けた虐待を報告した一方で、Luandaの急造周辺地域に住む女性の62パーセントが虐待を報告した。暴力の大部分は、事実上の夫またはボーイフレンドによるものであった。Ministry of Family and the Promotion of Women (MINFAMU)(家族・女性振興省)は、アンゴラ弁護士協会と協力して虐待された女性に法的援助を与える計画を実行した。同省は、家庭内虐待に対処する女性を援助する相談センターも開設した。この年の間にこれらの法に基づいて女性に対する暴力を訴追した事件に関する統計は得られなかった。

Lunda Norteにおける宗教指導者の報告によると、成人、特に農村の貧しい女性が時として魔女としてのそしりおよびそれによる虐待を受ける。場合によっては、女性が殺害され、殴打され、家族から追放され、あるいは虐待や栄養不良のために死んだりした。犠牲者のための教会運営シェルターを提供している宗教指導者の報告によると、警察は、それらの女性が彼らに魔法をかけることを恐れて措置を講じなかった。

売春は違法であるが、禁止は一貫して執行されていない。多くの女性が貧困のために売春に従事したが、その広がりに関する公の推定はない。MINFAMUは、売春婦だった女性に開放されているシェルターを維持している。

セクシャル・ハラスメントは一般的である。セクシャル・ハラスメントは、特に違法とされていない。そのような事案は、暴行、殴打、名誉棄損に関する法律に基づいて訴追できる。

憲法および法に基づいて、女性は男性と同じ権利を享受する。しかし、女性に対する社会的差別が特に農村地域において重大な問題として残っている。児童支援法を執行する効果的な機構が存在せず、女性は一般的に子どもを養育する主要な責任を負っている。

法は、同一労働同一賃金を規定しているが、国営産業および民間部門においてほとんどの場合、女性は低いレベルの位置を占めており、また、非公式部門で働いている。しかし少数の省庁、政党、企業は女性により指導されている。政府は、この年の間に、MINFAMUにより主導されている省庁間取り組みにおいて、女性の権利および家庭内虐待に関する複数の情報キャンペーンを開始し、国、州、および地方自治体のワークショップおよび訓練を主催した。

児童

政府は児童の権利および福祉の保護を約束したが、必要な計画を実施するために必要な人的および物的資源を欠いている。National Institute for Children (INAC)(全国児童協会)が児童問題に関する政府の措置を調整する主要な責任を負っている。

活動家の報告によると多数の都会および農村の児童が登録されないままとなっている。未登録の児童は教育制度の利用を許されない。出生証明書および身分証明書の手料は貧しい家族にとって手が出せないほどに高いままである。正式登録活動は2004年に終了したが、政府はUNICEFと協力して未登録児童の確認と援助を継続し、金銭的に必要と証明された家族のための手料を賄う限定的な補助金を提供した。この年の間に、政府は診療所および産科病棟において出生証明書を発行する計画を発表したが、この計画は年末現在全国的には実現されていない。

教育は第6学年まで無料かつ義務であるが、生徒は教科書および学用品を含む相当な追加費用を必要とすることが多い。教育省は十分な資源を持たず、戦争中に大部分の教育インフラが損害を受けた。普遍的初等教育を与えるために十分な学校がない。教育省は、この年の間の初等就学率を約85~90パーセントと推定した。すべての適格児童の推定30パーセントが中等レベルに学籍登録された。農村地域は一般的に中等教育への機会が乏しく、学校が州都に限られている場合が多い。自分の子どもの学籍を確保するために教職員に賄賂を支払う家族の報告もある。国連教育科学文化機関によると、特に中等レベルにおいて男女間の就学率差があり、少女より少年の方が高くなっている。

政府は、全国の小児科病院および保健所において身分証明書を持つ児童に無料医療を与えた。しかし多くの地域において、医療は限られていたり、存在しなかったりする。医療が提供される場所では、少年と少女は等しい医療を受けられた。

子どもの虐待は蔓延している。家族内における物理的虐待の報告はあたり前となっており、地方公務員により大体は許容されている。7月、政府は、違法児童労働、人身売買、性的搾取を含む児童に対するすべての形式の暴力と闘う政府の政策の優先順位を決定し、調整するために考え出された省庁間委員会、全国児童会議を創設した。8月8日、INACは、Luanda州の児童保護ネットワークを開設した。

結婚の法定年齢は、両親の同意がある場合、15才である。この法律は効果的に執行されてはおらず、低収入層における従来の結婚年齢は、思春期の開始時期と一致している。事実上の結婚が広く行き渡っている。

この年の間、魔女の疑いをかけられた子どもの虐待が依然として問題であった。魔女の疑いをかけられた子どもは、家族からの隔離、食べ物と水を与えないこと、儀式的切断、種々の苛性油または胡椒を目や耳に入れることのような虐待にさらされる。時として「悪魔払い」儀式中に子どもたちが殺害された。

12月12日、Uige州の教師が魔女の疑いをかけた2人の子どもを誘拐し、殴打した。彼から受けた負傷のために1人が死亡し、1人は年末現在危篤状態で入院している。この教師は収監され、年末現在傷害致死罪で裁判を待っている。

2006年、INAC、MINARS および UNICEF はワークショップを開催し、大部分の事件が Luanda、Uige、Zaire 州で発生しているという報告を発表した。孤児および医療や教育を受けていない子どものような被害を受けやすい児童は、魔女に関する慣行の犠牲になる可能性が高い。政府および宗教指導者はこれらの慣行終止符を打つよう呼びかけたが、これらの伝統的な迷信の影響は依然として強力である。

児童買収は違法である。しかし、Luanda 州、Santa Clara 州、ナミビア国境の Cunene 州において未確認児童売春事件が発生した。伝えられるところによると児童は国境を越えてナ

ミビアに入り、第三者の仲介なしに地元のトラック運転手との売春を生きるために行っている。

12才未満の子どもとの性的関係は、強姦と見なされる。12才と15才の間の年齢の子どもとの性的関係は性的虐待と見なされることがあり、有罪とされた犯罪者は8年以下の刑に処される。しかし、限られた捜査資源および無力な司法制度のために大部分の事件が訴追されなかった。この年の間に、本報告の知る限りにおいて訴追はなかった。

約10,000人の児童がLuandaの街頭で働いているが、夜の間はなんらかの形式の住まいに戻る。1,500人は、ホームレスとして記録された。これらの子どもの大部分は靴磨き、水運び、その他の非公式労働に従事しているが、一部の子どもは軽犯罪、物乞い、売春に頼っている。

人身売買

憲法および法律は奴隷を禁止している。しかし、人身売買を禁止する特別の法律はない。この国から、また、この国の中で人身売買が行われているという未確認報告があった。

この国は、女性および子どもの人身売買の原産地である。この国の国境の外で人身売買される女性および子どもの人数は不明であるが、少ないと思われる。いくつかの事例報告は、南アフリカ、DRC、西ヨーロッパの一部地域をこの国から人身売買される大部分の個人の到着地として列挙している。経済的に脆弱な子どもおよび成人は、最も人身売買の被害を受けやすい。

人身売買業者が犠牲者を獲得し、輸送するために使用する方法は、不明である。この国で活動している少数の人身売買業者は、未組織であると思われる。

人身売買事件を訴追するために、強制労働または奴隷労働、売春、ポルノ、強姦、誘拐、不法入国を違法とする法律が使用された。強姦の最低刑期は8年であり、関連犯罪の刑罰は最高終身刑に相当する。この報告の知る限りにおいてこの年の間に人身売買関連の訴追はなかった。

入国管理局および INAC は、州および地方自治体の児童保護ネットワークを強化するための訓練を含めて人身売買対策において重要な役割を果たしている。入国管理当局者は、児童の旅行書類を検査する国境管理検問所を運用しているが、すべての国境地域を効果的に管理する資源を欠いている。単独で人身売買に対処する直接の責任を負っている省庁はない。警察と国境管理要員はこの年の間に人身売買防止訓練を受け、また、数省庁の代表者が IOM により主催されている四半期人身売買防止円卓会議に参加した。

政府は、遺棄された児童および誘拐された児童のための施設を全国で運営している。しかし多くの場合、施設のための資金および要員は少なく、施設は過密状態になっている。ナミビア国境に近い Namacumbe におけるカトリック関連センターは、人身売買犠牲者の家族の所在の発見と再会を援助している。

政府は、人身売買の犠牲者に場当たりに基礎的な援助を提供した。地方の社会福祉機関が基本的必需品を提供した。この種類の計画は Luanda 以外では存在せず、政府は特に人身売買犠牲者のためのシェルターを運営していない。

政府は国境の監視を試みたが、それを効果的に行う資源が十分でなかった。政府により支援された UNICEF による取り組みは、空港および国境検問所における入国管理を強化した。国境検問所は、この国から出入りする子どもの移動を監視するコンピュータ化された追跡システムを備えており、これにより入国管理部署は入出国の流れを監視し、不法行為の有無を網羅的に調べることができる。Luanda の国際空港および州の国境検問所における入国管理部署は、国際旅行の許可を求める子どもについて適正な資料の証拠および両親の旅行許可を要求する。

身体障害者

法律は、雇用、教育、医療の利用、その他の国のサービスの利用における身体障害者に対する差別を禁止しているが、しかし政府はこれらの禁止を効果的に執行しなかった。身体障害者の人数は、80,000 人以上の地雷犠牲者を含む。アルビノ（白子）は、教会グループがその虐待をなくすために取り組んでいるが、一般的に差別された。NGO のハンディキャップ・インターナショナルの推定によると、身体障害者は人口の 10 パーセントを占める。身体障害者の公共施設または民間施設の利用を容易にすることを義務づける法律は存在せ

ず、身体障害者が雇用を見出すことおよび教育制度に参加することは困難である。MINARS は、復員軍人を含む身体傷害を持つ人々が直面している問題に取り組む部署を持っており、また、いくつかの政府機関は地雷事故による身体障害者を支援する計画を援助している。

先住民族

約 3,500 人のサン族が Huila 州、Cunene 州、Kuando Kubango 州の小さな散在地域社会に住んでいる。サン族は、同郷市民のバンツ一族とは言語的および人種的に異なる伝統的狩猟採集民である。彼らの非常に限られていた政治活動への参加が増加してきており、サン族を擁護する国内 NGO、Ocadec がサン族地域社会に対する公益提供の増加および彼らの地域社会と中央政府間の意志疎通の推進のために州政府とともに努力してきた。政府は 4 月に、Ocadec および国際 NGO がサン族の地域社会をまとめて彼らのニーズについて討議するために組織した、最初のサン協議会を支援した。この協議会中に、Huila 州 Quipungo 付近のサン族のグループが政府から暫定的土地所有権を受け取った。

その他の社会的虐待および差別

同性愛者および HIV/AIDS 保持者に対する差別の報告があった。法律はソドミーに刑事罰を科している。HIV/AIDS 保持者に対する差別は違法であるが、執行が不十分であるため雇用者はこの病気の患者を差別している。HIV/AIDS 保持者に対する暴力の報告はなかった。政府の全国 HIV/ADS 協会が HIV/ADIDS 意識向上・予防キャンペーンを行った。国内 NGO が、HIV/AIDS とともに生きる人々に対する非難および差別と闘うために努力した。FAA が、HIV 陽性軍人に対する差別をやめさせるとともにこの病気の蔓延を防止する教育計画を実施した。

第 6 節 労働者の権利

a. 団結権

憲法および法律は、労働者が組合を結成し、それに加入する権利を規定しており、労働者は実際にこの権利を行使した。しかし、政府の承認が必要である。家内労働者および臨時労働者は、労働法から除外されている。政府系労働組合から独立している労働組合は自分

たちの影響の強化に努めたが、依然として与党の MPLA がこの党と労働者との歴史的関係のために労働運動を支配している。

法律は反組合差別を禁止し、労働者の苦情が正規の民事裁判所において審判されることを規定している。この法律の下で雇用者は、組合活動のために解雇された労働者を復職させることを要求される。しかし、司法制度はこれらの規定を施行しなかった。

b. 団結権および団体交渉権

憲法および法は労働組合が妨害を受けずに活動する権利を規定しているが、政府は必ずしもこの権利を保護しなかった。法律は団体交渉権およびストライキ権を規定しているが、ストライキが合法的と見なされるためには厳しい役所の手続に従わなければならない、そして政府は種々の状況の下でストライキ権を否定することまたは労働者に仕事に復帰するよう強制することができる。この年の間にいくつかの労働組合がストライキ権を行使したが、政府は、Luanda における教員ストライキおよび Benguela における看護師ストを含む一部のストを違法であると宣言した。組合がストライキの意図を 30 日前に政府に通知しなかったというのがその理由である。Luanda の教員は仕事に戻るよう命令され、従わない場合には解雇すると脅迫された。

団体交渉に関する法的制限はないが、交渉は実際には制約を受けている。政府はこの国の最大の雇用者であり、賃金は中央で Ministry of Public Administration, Employment, and Social Security (MAPESS)(公共業務・雇用・社会保障省)により決定される。

憲法は労働組合活動に従事する権利を与えているが、政府は、国の安全に影響を及ぼす労働争議、特に石油部門のストライキに介入できる。法律はロックアウトおよび雇用場所の労働者による占拠を禁止する一方、ストライキ不参加労働者に保護を与えている。法律は、軍人、警察官、刑務所職員、消防士によるストライキを禁止している。労働省は、自分の権利が奪われたと感ずる労働者から電話を受けるホットラインを設けている。法律は雇用者によるストライキ参加者に対する懲罰を効果的に禁止しておらず、政府に対し「労働規律違反」および無許可ストライキへの参加を理由として労働者を強制的に仕事に復帰させることを許容している。

輸出加工地区は設けられていない。

c. 強制労働の禁止

法律は、児童によるものを含めて強制労働を禁止しているが、このような慣行が行われているという国際 NGO の未確認報告があった。司法省は公式経済部門に関しては効果的な執行機構を持っている。しかし、大部分の労働法規違反は公式労働市場以外で発生し、法的執行の対象とならなかった。

d. 児童労働の禁止および最低雇用年令

公式部門における児童労働は法律に基づいて禁止されている。しかし、特に非公式部門における児童労働が依然として問題である。法定最低雇用年令は、徒弟制度については 14 才、一人前の雇用年令については 18 才である。14 才と 18 才の間の児童は、夜間作業、危険な条件での作業、激しい肉体労働を伴う職業に従事できず、また、16 才未満の児童の工場作業は禁止されている。しかし、これらの規定はほとんど執行されなかった。独立系新聞社のジャーナリストの報道によると、Kwanza Sul 州において、10 才という幼い子どもたちが大農園で終日働いていた。これらの児童は学校に通わず、給料はしばしば食糧で支払われた。非居住農園所有者、FAA の将官は、問い詰められた際、この違反を当局に報告すべきであった農園の現地管理者および地元の従来 of 指導者(sobas)を非難した。現地管理者は解雇されたが、この将官と現地管理者のいずれに対する告発も行われなかった。

児童による労働は、大部分、非公式部門で行われている。UNICEF の推定によると、少なくとも 10,000 人の児童が Luanda の街頭で働いているが、これらの子どもたちの大半は夜間にはなんらかの住みかに戻る。ストリート・チルドレンは、Benguela 州、Huambo 州、Kwanza Sul 州でも一般的に見られる。子どもたちは、自家の畑または商業農園における農業労働、炭焼き、家事労働、街頭販売のような賃金稼ぎ労働に従事している。搾取的労働慣行は、強制売春、違法薬物の売買または運搬の手伝い、港湾および国境検問所における商品の荷役および輸送を含む。伝えられるところによると、児童はナミビアとこの国の間の越境交易における運び屋としても使用された。

MAPESS の監察官がすべての労働法規を執行する最終的責任を負っている。しかし、Ministry of Family and Women's Affairs (MFWA) (家族・女性問題省)も児童労働の苦情の調査において重要な役割を果たしている。

司法省の下にある児童問題裁判所は Luanda における一般的児童保護に関する管轄権を持っているが、州裁判所が機能を発揮するまでは他の州における管轄権も引き受けることになっていた。その間、児童労働事案は、引き続き、16～18 才の未成年に関しては州の刑事裁判所により、16 才未満については MFWA の家庭裁判所により審理された。児童労働違反は罰金により処罰される。

実際には、労働法規も司法制度も労働者の権利を確保できなかった。調査および訴追のための機構は存在するが、裁判制度は能力以上の負荷を負っており、また、家族または児童の問題の裁判所のための資源は限られている。政府は、非常に大きな非公式部門を監視する能力を欠いている。私人も児童労働法規の違反の告発を提起できるのであるが、家族法制度以外に児童労働虐待を検査・捜査する正式手続が存在しない。

政府は、全国児童援助協会を通じて、全 18 州において州レベルおよび地方自治体レベルの児童保護ネットワークの創設、訓練、強化に努めた。このネットワークが搾取的労働状態にある児童の発見と救出に成功した事例がネットワーク自身により報告されたが、事例を追跡する機構も統計を与える機構も存在しない。政府は、児童の教育機会の拡大にも資源を提供した。

e. 容認できる労働条件

この年の間に MAPESS は、公式部門における最低賃金を月額約 87 ドル(6,500 kwanza)に引き上げたが、これは労働者とその家族に適当な生活水準を与えるものではない。その結果、大部分の賃金労働者は、収入を増やすために、副業を持つか、零細農業を含む非公式部門または外国からの援助に依存した。大部分の市民は非公式部門または零細農業から収入を得ており、したがって、政府による労働条件の保護の範囲外となっている。

標準週間労働時間は、週あたり最低 26 時間の連続休息時間をはさむ 40 時間である。週あたり 80 時間の労働時間制限がある。超過勤務に要求される割増賃金は、30 時間の超過勤

務については 1.5 倍、30～40 時間については 1.75 倍である。公式部門では、1 日あたり 2 時間、月あたり 40 時間、または年あたり 200 時間を超えるものとして定義される過度の強制超過勤務が禁止されている。これらの標準は、従業員がそれを要求しない限り、事実上施行されなかった。

政府は、職業保健・安全標準を設定している。しかし、労働省の査察官事務所は、これらの標準を事実上施行しなかった。それでもなお、査察官は、作業所査察回数を大幅に増やした。2005 年全体を通じて 2,776 人の雇用者の査察を行ったのに対し、2006 の前半に 2,038 人が査察された。労働者は健康または安全が脅かされる状況から雇用を失う恐れなしに退去する権利を持っているが、それが実際に行使されることはなかった。